

令和3年第3回
津島市議会定例会
提出議案

津 島 市

令和3年第3回津島市議会定例会提出議案一覧表

議案番号	区分	件名	議案の内容	担当課	資料番号
52	条例	津島市手数料条例の一部改正について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正する必要があるため。	市民課	
53	条例	津島市個人情報保護条例及び津島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	デジタル庁設置法の制定等に伴い、改正する必要があるため。	総務デジタル課	
54	条例	津島市都市公園条例の一部改正について	天王川公園に指定管理者制度を導入すること等に伴い、改正する必要があるため。	都市整備課	1
55	条例	津島市下水道条例の一部改正について	下水道法の一部改正に伴い、改正する必要があるため。	上下水道部	
56	予算	令和3年度津島市一般会計補正予算(第5号)について			
57	予算	令和3年度津島市介護保険特別会計補正予算(第1号)について		高齢介護課	
58	予算	令和3年度津島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について		保険年金課	
59	予算	令和3年度津島市民病院事業会計補正予算(第1号)について		市民病院	
60	議決案件	令和2年度津島市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	津島市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決が必要であるため。	上下水道部	
61	議決案件	令和2年度津島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	津島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決が必要であるため。	上下水道部	
62	議決案件	二級河川の指定の変更について	河川法第5条第5項及び第6項の規定により、議会の議決が必要であるため。	都市整備課	
63	議決案件	第5次津島市総合計画基本構想の策定について	第5次津島市総合計画基本構想の策定について、津島市総合計画条例第6条の規定により、議会の議決が必要であるため。	企画政策課	2

令和3年第3回津島市議会定例会提出議案一覧表

議案 番号	区分	件 名	議 案 の 内 容	担当課	資料 番号
1	認定	令和2年度津島市一般会計歳入歳出決算、津島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、津島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、津島市コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算、津島市介護保険特別会計歳入歳出決算及び津島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			/
2	認定	令和2年度津島市民病院事業会計決算の認定について		市民病院	/
3	認定	令和2年度津島市上水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について		上下水道部	/

令和3年8月19日（木）

津島市建設産業部都市整備課（市川、菱田）

電話番号 0567-55-9687（ダイヤルイン）

<議案名> 議案54号 津島市都市公園条例の一部改正について

1 改正内容

天王川公園に指定管理者制度を導入するため条例改正を行います。併せて、臨時駐車場の料金等について規定します。

都市公園名	公園施設	区分	単位	金額
天王川公園	臨時駐車場	普通自動車	1台1回につき	1,000円以内
		大型自動車	1台1回につき	4,000円以内

2 改正理由

天王川公園にPark-PFI(公募設置管理制度)※及び指定管理者制度を導入し、民間活力により一体的かつ効果的・効率的に天王川公園の魅力向上を図ることを目的に今年度民間事業者を公募・選定するため、条例改正を行います。また、指定管理者制度の導入に併せて、指定管理者が臨時駐車場を運営できるように臨時駐車場に関する事項を規定します。

※Park-PFI(公募設置管理制度)の概要は、裏面参照

3 参考事項

(1) スケジュール(予定)

令和3年11月：公募設置等指針及び指定管理者募集要項の公表

令和4年3月：事業者選定

令和4年度：収益施設等の設計・建設

令和5年4月：指定管理者による公園全体の管理運営開始、収益施設オープン

(2) 民間が整備する施設

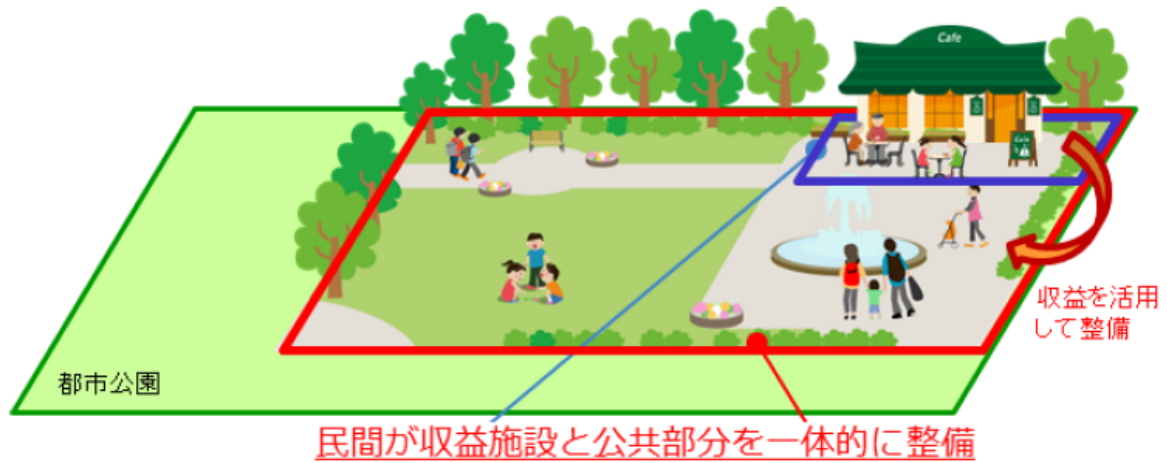
①収益施設(民間の全額負担)

カフェ・喫茶店、レストラン等

②収益施設の収益を活用して整備する施設(民間と市で費用負担)

公園管理事務所、駐車場、駐輪スペース、イベント広場等

Park-PFIのイメージ



	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)
従前	民間資金	公的資金
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金

令和3年8月19日（木）

津島市市長公室企画政策課（横井、牧）

電話番号 0567-55-9465（ダイヤルイン）

<議案名> 議案63号 第5次津島市総合計画基本構想の策定について

1 策定理由

総合計画は、長期的なまちづくりの指針として、市の将来像やまちづくりの目標、それを具体化するための施策を定めるもので、市の最上位計画と位置付けられる計画です。

第4次津島市総合計画の目標年次の終了を迎え、今後も市民一人ひとりが生きがいを持って、安心して快適に暮らすことができるための指針として、新たな総合計画である第5次津島市総合計画を策定します。

第5次津島市総合計画は、将来のまちづくりの方針及び市政の方向を定める「基本構想」と施策の基本的方向を示す「基本計画」で構成します。

「基本計画」には「重点戦略」を掲げ、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正をめざす地方版総合戦略である「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、地方創生がめざす将来の実現につなげます。

なお、第5次津島市総合計画の策定にあたり、津島市総合計画条例第6条の規定に基づき、基本構想の策定について、議会の議決を求めるものです。

2 第5次津島市総合計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度～令和12年度

(2) 将来都市像

～未来につなぐ～ 住んでみたい 住んでよかったまち 津島

津島と関わり暮らしていることを誇れるまちを一緒に育て、誰もが住んでみたい、住んでよかった、そして幸せを実感することができる魅力あるまちを未来につないでいきましょう。

(3) まちづくりの目標

1 子育てしやすいまち

家庭・地域・学校が連携して地域全体で子どもの成長を支える環境を整えます。

2 活力あるまち

地域へのひとの流れをつくとともに、若い世代の地元回帰や様々な形で市とかかわる人を積極的に受け入れる環境を整えます。

3 安心して暮らせるまち

高齢化の進展への対応や地域課題の解決を図るとともに、まちの持続性を高めます。

(4) 人口の将来展望

令和12年（2030年） 56,600人～59,500人を展望

(5) 重点戦略（津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

戦略1 子どもを産み育てやすい環境をつくる

子育ての切れ目のない支援を行うとともに、学校や地域と連携した教育環境の充実を進めます。また、地域で子育てできる環境づくりを進めます。

戦略2 まちの活力を高め、人の流れをつくる

働きながら住み続けられる環境づくりを進めるとともに、関係人口の創出・拡大などによりまちの活力を高め、人の流れをつくります。

戦略3 支えあい、安心して暮らせる地域をつくる

地域における支えあいや健康づくりの取組を促進するとともに、防災・減災対策を進めます。また、市民活動が活発で地域自治力が高い地域づくりを進めます。

(6) 分野別計画

第1章 保健・医療・福祉

第2章 教育・文化・人権

第3章 産業・環境・市民生活

第4章 交通・都市基盤・水環境

第5章 協働・行財政運営

3 計画の公表予定

津島市公式ホームページで公表するほか、計画冊子の製本ができ次第、市役所、神守支所、神島田連絡所で閲覧できる予定です。